明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	ロ　その他のもの																						
	(ｲ) 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）																						
230990.298	II　その他のもの	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第24類　たばこ及び製造たばこ代用品																						
24.02	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）																						
240210.000	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス																						